

議第115号

京都市立高等学校において行う京都府公立高等学校入学志願者学力検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立高等学校において行う京都府公立高等学校入学志願者学力検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立高等学校において行う京都府公立高等学校入学志願者学力検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立高等学校において行う京都府公立高等学校入学志願者学力検査手数料等徴収条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条を次のように改める。

京都府公立高等学校入学者選抜に係る京都市立高等学校関係手数料条例

(手数料の額)

第1条 京都府公立高等学校の入学者の選抜について、京都市教育委員会が京都市立高等学校において行う学力検査及び京都市立高等学校の校長が行う入学考査の手数料は、それぞれ、全日制の課程にあつては2,200円、定時制の課程にあつては900円とする。

第2条中「学力検査受検願又は推薦入学願書」を「学力検査にあつては学力検査受検願、入学考査にあつては入学願書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市立高等学校の入学について、推薦による選抜方法のほかに、学力検

査を行わない選抜方法を新たに実施することに伴い、手数料を定めるとともに、規定を整備する必要があるので提案する。